

12 環 境

(1) 自然公園・野生生物保護等

管内には、自然公園が4つ、自然環境保全地域と里山環境保全地域が1つずつあり、これらの地域の適正な保護・利用等を図るため、計8名の管理員を配置している。

野生生物の保護に関しては、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく保護区等の設定を行うとともに、計17名の鳥獣保護管理員を配置している。

自然公園・自然環境保全地域等（令和4年4月1日現在）

種 別	公園等の名称	面積 (ha)	所在地	根拠法令 (指定年月日)
国立公園	磐梯朝日国立公園 (出羽三山・朝日地域)	54,213	西川町、朝日町、大江町、大蔵村、 小国町、鶴岡市、庄内町、	自然公園法 (S25.9.5)
国定公園	蔵王国定公園	18,878	山形市、上山市	自然公園法 (S38.8.8)
県立 自然公園	御所山県立自然公園	13,515	東根市、尾花沢市、最上町	県立自然公園条例 (S26.3.20)
	天童高原県立自然公園	1,883	天童市	県立自然公園条例 (S42.8.30)
自然環境 保全地域	ヌルマタ沢・野川自然環境 保全地域	4,016	朝日町、長井市	県自然環境保全条例 (S50.3.10)
里山環境 保全地域	河島山里山環境保全地域	74	村山市	県自然環境保全条例 (H17.3.25)

資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

(参考)

- ※ 国立公園：我が国の景観を代表するとともに、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること。
- ※ 国定公園：国立公園の景観に準ずる傑出した自然の風景であること。
- ※ 県立自然公園：県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。
- ※ 自然環境保全地域：良好な自然環境は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、社会的要請として確保しておくべき重要な自然地域。
- ※ 里山環境保全地域：身近な自然の中で良好な状態を保っている場所。

鳥獣保護区等（令和4年11月1日現在）（単位：箇所）

区 分	山 形 県	村山地域
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	54 (11)	16 (4)
休 猟 区	-	-
特定猟具使用禁止区域（銃）	103	40
特定猟具使用禁止区域（銃・わな）	3	3
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	2	1
狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシ・ ニホンジカ・ツキノワグマを除く）	5	3

資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

(参考)

- ※ 鳥獣保護区：鳥獣保護管理法に基づき、鳥や動物を守り繁殖を促すために指定された地域。
- ※ 特別保護地区：鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護が特に必要であるものとして指定された地域。
- ※ 休猟区：狩猟鳥獣の自然回復と狩猟の永続化を図るため、2年間又は3年間、狩猟を一時的に禁止する区域。
- ※ 特定猟具使用禁止区域：鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は地域の静穏の保持のため、銃器又はわなを使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域。
- ※ 指定猟法禁止区域：鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法により鳥獣を捕獲することを禁止する区域。
- ※ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域：鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域について、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域。

狩猟者登録数(令和3年度)

(単位:人)

東南村山地区	山形市	上山市	天童市	山辺町	中山町	計
	252	110	127	54	12	555
西村山地区	寒河江市	河北町	西川町	朝日町	大江町	計
	64	23	30	33	45	195
北村山地区	村山市	東根市	尾花沢市	大石田町		計
	86	114	40	16		256
合計						1,006

資料: 山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

注: 数字は村山管内在住者の登録者数(令和4年3月31日現在)。

有害鳥獣捕獲実績

	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	県	市町	調整	計	県	市町	調整	計	県	市町	調整	計	県	市町	調整	計
クマ	16	77	-	93	10	196	-	206	15	273	-	288	9	94	-	103
サル	58	100	-	158	86	149	-	235	35	169	-	204	13	145	-	158
シカ	2	-	-	2	3	-	-	3	1	-	-	1	2	-	-	2
タヌキ	-	33	-	33	-	28	-	28	1	22	-	23	-	39	-	39
ハクビシン	16	46	-	62	10	74	-	84	19	86	-	105	7	78	-	85
ノウサギ	-	51	-	51	-	38	-	38	-	34	-	34	-	23	-	23
イノシシ	-	580	115	695	-	1,056	138	1,194	-	1,635	211	1,846	2	1,330	213	1,545
カラス	-	930	-	930	-	809	-	809	-	722	-	722	-	629	-	629
ムクドリ	-	810	-	810	-	683	-	683	-	763	-	763	-	775	-	775
スズメ	-	180	-	180	-	218	-	218	-	98	-	98	-	104	-	104
ヒヨドリ	-	15	-	15	-	5	-	5	-	11	-	11	-	7	-	7
ドバト	-	-	-	-	-	-	-	-	73	-	-	73	42	-	-	42
カラスの卵	248	-	-	248	347	-	-	347	313	-	-	313	230	-	-	230
カワウ	5	-	-	5	8	-	-	8	13	5	-	18	-	6	-	6
カワウの卵	175	-	-	175	19	-	-	19	219	-	-	219	-	-	-	-
ダイサギ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アオサギ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	1	-	1
ウソ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
捕獲数計	520	2,822	115	3,457	483	3,256	138	3,877	689	3,820	211	4,720	305	3,231	213	3,749

資料: 山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

注: 「県」「市町」は、それぞれ県又は市町で許可し捕獲した件数。

クマは別に国の許可がR1:1頭、R3:1頭あり、それを加えた頭数が、管内捕獲実績となる。

「調整」は、県指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数。

(2) 環境保全対策

管内の生活排水処理施設普及率は96.5%であり、また、河川の水質環境基準（生活環境項目）を達成している。

生活排水処理施設普及率（令和4年3月31日現在）

	市町名	生活排水処理施設普及率(%)	処理人口(百人)	処理施設別普及率(%)			行政人口(百人)
				下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	
東南村山	山形市	99.70	2,402	97.9	1.6	0.1	2,410
	上山市	94.3	273	75.8	9.6	9.0	289
	天童市	99.5	610	98.9	0.0	0.6	613
	山辺町	96.8	134	95.4	0.0	1.4	138
	中山町	99.8	108	87.4	12.3	0.1	108
西村山	寒河江市	89.5	361	78.1	0.0	11.5	403
	河北町	94.6	166	88.4	2.2	4.0	175
	西川町	86.9	42	54.0	5.2	27.8	49
	朝日町	81.4	51	0.0	11.7	69.7	63
	大江町	85.8	65	51.8	6.3	27.7	76
北村山	村山市	91.5	206	81.2	5.2	5.1	225
	東根市	95.9	459	91.8	0.0	4.1	478
	尾花沢市	85.3	126	35.9	8.5	40.8	147
	大石田町	99.4	64	68.2	27.2	4.0	65
	村山地区計	96.7	5,066	89.0	2.7	5.0	5,239
	最上地区計	79.4	555	43.2	12.9	23.3	699
	置賜地区計	87.2	1,714	61.4	5.3	20.5	1,965
	庄内地区計	97.2	2,527	79.4	14.9	2.9	2,600
	県計	93.9	9,862	78.4	6.9	8.6	10,503

資料：山形県環境エネルギー部水大気環境課

注：普及率とは、行政人口（住民基本台帳人口）に対する処理人口の割合。

数値については、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

管内河川の水質の推移（生活環境項目（BOD））

	河川名	地点名	BOD75%値 (mg/ℓ)					
			環境基準	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
1	最上川	長崎大橋	2以下	0.6	0.7	0.9	0.9	0.8
2		谷地橋		0.9	0.9	0.8	1.3	1.1
3		基点橋		1.0	1.4	1.1	1.8	1.2
4	前川	泉川橋	3以下	1.1	1.1	0.6	1.4	1.0
5	須川	落合橋	3以下	0.9	1.0	1.3	1.4	1.2
6		睦合橋		<0.5	0.5	<0.5	1.1	0.5
7	本沢川	台谷柏橋	2以下	0.9	0.6	<0.5	0.8	0.7
8	貴船川	貴船川橋	—	1.7	2.0	1.5	2.6	1.3
9	逆川	逆川橋	—	16	14	17	31	15
10	村山高瀬川	十文字橋	2以下	0.8	0.7	<0.5	1.2	1.1
11	馬見ヶ崎川	白川橋	2以下	1.0	0.9	0.5	1.4	1.0
12		妙見寺		<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.6
13	立谷川	山寺橋	—	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.5
14		灰塚橋		1.3	2.2	1.7	2.0	1.9
15	沼川	最上川合流前	—	2.9	2.5	2.8	3.8	4.0
16	寒河江川	高瀬橋	1以下	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.5
17		溝延橋	2以下	0.5	0.5	0.9	0.5	0.5
18	倉津川	窪野目橋	2以下	1.0	1.1	1.2	1.4	1.8
19	村山野川	最上川合流前	2以下	0.8	1.1	1.2	1.9	1.4
20	大旦川	河島橋	3以下	0.9	1.7	1.4	1.4	1.3
21	丹生川	丹生川大橋	2以下	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8

資料：山形県環境エネルギー部水大気環境課

注：BODとは、生物化学的酸素要求量のこと、有機汚濁の代表的な水質指標。数値が大きほど水質汚濁が著しい。

75%値とは、BODの測定値を小さい方から順に並べたときの、全体の75%順位に当たる水質測定結果。

大旦川は平成30年度に、倉津川は令和元年度に環境基準の類型が指定された。

(3) 廃棄物対策

令和2年度に家庭や事業所から排出された一般廃棄物の処理量は、約161,715トンで、1人1日当たりの排出量は835グラムとなっている。

一般廃棄物の処理量及び排出量推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市町村による処理量 (トン/年)	165,211	177,529	174,538	174,534	161,715
対県比	47.1%	47.8%	47.8%	47.8%	47.8%
県計	351,133	371,222	365,370	364,842	338,279
1人1日あたり排出量 (グラム)	897	895	887	892	835
県計	921	920	915	922	901

資料：山形県環境エネルギー部循環型社会推進課

産業廃棄物の処理業者数は、合計で収集運搬業が577業者、処分業が68業者となっている。

産業廃棄物の処理業者数及び処理業者の処理施設数（令和3年3月31日現在）

	産業廃棄物の処理業者				処理業者の処理施設		
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		焼却施設	最終処分場	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業		安定型	管理型
村山地域	577	68	62	3	9	2	5
対県比	29.7%	32.9%	21.0%	30.0%	47.4%	50.0%	55.6%
県計	1,942	207	295	10	19	4	9

資料：山形県環境エネルギー部循環型社会推進課

不法投棄箇所（30㎡以上）数は、令和2年度末における未回復6箇所、令和2年度新規発見はなく、6箇所となるが、このうち、4箇所の原状回復が完了したことから、令和3年度末現在の未回復箇所は2箇所となっている。

管内不法投棄箇所数（令和4年3月31日現在）

（単位：箇所）

	R2年度末 ①	R3年度		R3年度末 ①+②-③
		新規発見②	原状回復③	
東南村山	0	0	0	0
西村山	2	0	2	0
北村山	4	0	2	2
村山地域計	6	0	4	2
対県比	60.0%	-	44.4%	33.3%
県計	10	5	9	6

資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

(4) 地球温暖化対策

山形県地球温暖化対策推進事業所の登録数は、管内66事業所、県全体で108事業所となっている。

山形県地球温暖化対策推進事業所登録数（令和4年12月2日現在）

	村山地域	山形県
登録数	66	108

資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

(参考)

- ※ 山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度：国民運動「COOL CHOICE」（環境省）の普及推進及び山形県地球温暖化対策実行計画（平成29年3月中間見直し）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、省エネルギー行動に取り組む県内事業所（者）を「山形県地球温暖化対策推進事業所」として登録する制度（平成29年度創設）。

地球温暖化対策地域協議会の設置数は、村山地域で13組織、県全体で36組織となっている。

地球温暖化対策地域協議会設置状況（令和4年12月31日現在）

市町名	地域協議会名称	設立年月日
山形市	山形市地球温暖化対策推進委員会	H16. 10. 1
寒河江市	寒河江市地球温暖化対策協議会	H27. 9. 18
上山市	上山市地球温暖化対策地域協議会	H21. 9. 30
村山市	村山市地球温暖化対策推進協議会	H23. 3. 18
天童市	天童市地球温暖化対策協議会	H22. 5. 12
東根市	東根市地球温暖化対策協議会	H18. 2. 17
中山町	中山町衛生組合連合会	H29. 4. 13
河北町	河北町環境保全町民会議	H20. 4. 1
西川町	西川町新エネルギー利用等推進会議	H26. 8. 1
朝日町	朝日町空気のふるさと推進協議会	H22. 8. 23
大江町	大江町環境衛生組合連合会	H25. 5. 14
大石田町	大石田町地区衛生組織連合会	H25. 4. 16
村山地区	村山地域地球温暖化対策協議会	H16. 8. 25

資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課

(参考)

- ※ 地域協議会：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）第40条の規定に基づく地域協議会で、地域の住民・団体・事業者・行政等が互いに協力しながら温暖化対策の推進を図ることを目的に各地域に組織されている。